

スマートフォン プライバシー イニシアティブ の見直しに向けて

2024年3月18日

慶應義塾大学 総合政策学部 教授

新保 史生

- スマートフォンの普及に伴い、アプリケーション等により取得・蓄積された**利用者情報（アドレス帳、位置情報等）**が、**本人の意図しないかたちで外部送信されている事案が発覚、社会問題化したことを踏まえ、総務省においてアプリ提供者等の関係事業者等が利用者情報を適正に取扱う上で従うことが望ましい事項（プライバシーポリシーの作成・掲載等）**について「スマートフォンプライバシー イニシアティブ（SPI）」を取りまとめて公表。（平成24年8月以降、2度改訂）
- また、上記取組を検証し、その結果のとりまとめ（SPO）を随時実施。

【総論】

1 基本原則

- 2 適用対象
- 3 用語の定義

- ① 透明性の確保
- ② 利用者関与の機会の確保
- ③ 適正な手段による取得の確保
- ④ 適切な安全管理の確保
- ⑤ 苦情・相談への対応体制の確保
- ⑥ プライバシー・バイ・デザイン

【各論】1 アプリケーション提供者等における取組（アプリ提供者及び情報収集モジュール提供者）

(1) プライバシー・ポリシーの作成

- ▶ 以下の項目を記載したプライバシーポリシーを、アプリケーションや情報収集モジュールごとに分かりやすく作成する。

(記載項目)

- | | |
|-------------------------|--|
| ① アプリ提供者等の氏名又は名称 | ⑤ 第三者提供、外国の第三者に対する提供、共同利用及び情報収集モジュールに関する記載事項 |
| ② アプリ提供者等が取得する利用者情報の項目等 | ⑥ 同意取得の方法及び利用者関与の方法*1,2 |
| ③ アプリ提供者等による取得方法 | ⑦ 問合せ窓口 |
| ④ 利用目的の特定・明示 | ⑧ プライバシーポリシーの変更を行う場合の手続 |

*1 同意取得： 一部のプライバシー性の高い情報については、原則同意を取得する（電話帳、位置情報、通信履歴等）。

*2 利用者関与： 利用者がアプリによる利用者情報の利用や取得の中止を希望する場合に、その方法を記載する。

(2) 適切な安全管理措置

- ・ 利用者情報の漏洩、滅失、毀損の危険回避の措置を講ずる

(3) 情報収集モジュール提供者に関する特記事項

- ・ アプリケーション提供者へ①取得する情報の項目、②利用目的、③第三者提供の有無等について通知する。

2 その他の関係事業者における取組

- (1) 移動体通信事業者・端末提供事業者： アプリ提供者の適切な取扱い支援・啓発活動、連絡通報窓口の整備等を行う
- (2) アプリ提供サイト運営事業者、OS提供事業者： 同上、OSによる利用許諾がある場合に分かりやすい説明を行う
- (3) その他関係しうる事業者： アプリケーション紹介サイトは有益な情報源となり得る

実施年	スマートフォンをめぐる利用者情報に係る総務省等での取り組み
平成24年1月～6月	「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会 スマートフォンを経由した利用者情報の取扱いに関するWG」を設置・活動
平成24年8月7日	スマートフォン プライバシー イニシアティブ (SPI) 公表
平成25年9月4日	スマートフォン プライバシー イニシアティブ II (SPI II) 公表
平成26年5月13日	スマートフォンプライバシーアウトLOOK (SPO) 公表
平成27年4月17日	スマートフォンプライバシーアウトLOOK II (SPO II) 公表
平成28年4月27日	スマートフォンプライバシーアウトLOOK III (SPO III) 公表
平成29年7月10日	スマートフォンプライバシーイニシアティブ III (SPI III) 公表

※平成28年以降令和4年までの毎年、スマートフォンプライバシーアウトLOOKを公表している。

SPI 構成	→	SPI III の構成
<p>第 I 部 スマートフォンと利用者情報に関する現状</p> <p>第1章 スマートフォンに関する現状</p> <p>第2章 スマートフォンにおける利用者情報の現状</p> <p>第3章 利用者情報に係る制度とこれまでの取組</p> <p>第 II 部 課題認識と具体的対応</p> <p>第4章 スマートフォンにおける利用者情報の性質・分類</p> <p>第5章 スマートフォンにおける利用者情報の取扱いの在り方</p> <p>1 スマートフォン利用者情報取扱指針</p> <p>2 指針の実効性を上げるための様々な取組</p> <p>3 今後の技術・サービスの進展に対する柔軟な対応</p> <p>第6章 利用者に対する情報提供・周知啓発の在り方</p> <p>1 基本的考え方</p> <p>2 情報提供・周知啓発を行う内容の詳細</p> <p>3 関係者における取組</p> <p>第7章 国際的な連携の推進</p>	<p>【改訂のポイント】</p> <p>① 現状説明等を含んだ報告書形式を改め、利用者情報取扱関係者等が必要時に端的に参照できるよう、「利用者情報を取り扱う者が従うべき指針」及び「周知啓発に係る取組」に特化して策定</p> <p>② 曖昧な箇所の明確化・わかり易さの観点からの用語・記述の整理、構成変更</p> <p>(例) 適用対象の整理、アプリケーション提供事業者と情報収集モジュール事業者の役割を整理し別に記載 等</p> <p>③ 詳細なルール等の追記</p> <p>(例) プライバシーポリシー作成・掲載ルールの詳細化 (適切な掲載場所、通知・公表のタイミング等) 周知啓発の取組の具体例追記 第三者検証の手法等を記載 等</p> <p>④ 改正個人情報保護法を踏まえた修正</p> <p>(例) 外国の第三者に提供する場合の記載事項 等</p> <p>※利用者情報に関するワーキンググループ (第1回) 「利用者情報の適切な取扱いの確保に関する背景及び現状について」より抜粋</p>	<p>はじめに</p> <ul style="list-style-type: none"> - 改訂の背景、範囲、改訂の方向性、主な改訂内容について記載 <p>第1章 スマートフォンにおける利用者情報の取扱いの在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> - SPI第5章「1 スマートフォン利用者情報取扱指針」の曖昧な箇所の明確化・わかり易さの観点からの用語・記述の整理、構成変更 - スマートフォン利用者情報取扱指針に関する補足 (法的根拠や具体的な実行取組例)の追加 <p>第2章 利用者及びアプリケーション提供者等のリテラシーの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> - SPI第6章「1 基本的な考え方」、SPI第5章「2 指針の実効性を上げるための様々な取組」、SPI II、SPO I～SPO IIIの内容を取り纏め

第1章「スマートフォンにおける利用者情報の取扱いの在り方」の概要

- 第1章（特にスマートフォン利用者情報取扱指針）では、各関係事業者等の特性・事情を考慮しつつ、SPIⅢの目的や基本原則を踏まえてそれぞれの関係事業者等が取り組むことが期待される取組を示している。

1. スマートフォン利用者情報取扱指針

1. 総則		【目的】 ・安心安全な環境整備 ・市場の中長期的な成長	【対象者】 関係事業者等 （スマートフォンをめぐるサービス提供に関係している事業者等）	【基本原則】 (1) 透明性の確保 (2) 利用者関与の機会の確保 (3) 適正な手段による取得の確保 (4) 適切な安全管理の確保 (5) 苦情相談への対応体制の確保 (6) プライバシー・バイ・デザイン
2. アプリ提供者等における取組	アプリ提供者	【プラポリの作成】 8項目からなるプラポリを作成 【プラポリ等の運用】 (1) 通知・公表又は同意取得 (2) 利用者関与の方法	【苦情相談への対応体制の確保】 【安全管理措置の確保】 【開発時の留意事項】	他の事業者に該当する場合、それぞれの取組を行う
	情報収集モジュール提供者			
3. 行動ターゲティング広告	広告関係事業者	行動ターゲティング広告を行う場合、業界ガイドラインに基づき取り組む		
4. その他関係事業者	アプリケーション提供サイト運営者・OS提供者	基本原則や指針等を考慮しつつ、望ましい取組を協力して進めることが期待される。		
	移動体通信事業者			
	その他関係しうる事業者			

2. 今後の技術・サービスの進展に対する柔軟な対応

新技術・サービスの進展、利用者情報の利用形態の変化等を踏まえ、必要に応じ、見直しが図られることが望ましい。

第1章1「スマートフォン利用者情報取扱指針」

総則

- 本指針は、関係法令等の遵守・十分な情報提供による利用者の判断等の支援を達成し、中長期的な市場の成長・安心安全な環境の整備を行うことを目的とし、基本原則及び取組を定めている。
- なお、利用者の判断・行動を支援する観点から、利用者情報を取得しないアプリ提供者についても、指針に基づき取り組むことが望ましい。

目的	関係事業者等取り組むことが望ましい基本的事項を定めることにより、次に掲げる事項を達成し、スマホにおける イノベーションの継続的な創出・市場の中長期的な成長 の促進、利用者がスマホやそれを通じて提供される利便性の高いサービスを 安全・安心に利用できる環境を整備 することを目的とする。 ① 関係事業者等 による 関係法令等の遵守 に資すること ② 利用者 が自らの利用者情報の取扱いに関する情報を十分に得て、アプリの利用に関し 適切に判断し、行動することを支援 すること
-----------	--

対象者	アプリ提供者等を中心として 、スマホ上の利用者情報の取扱いに係るあらゆる 関係事業者等 において、 それぞれの役割に応じた形で適用 ※アプリケーション提供サイト運営事業者（以下、「アプリ提供サイト事業者」という。）・OS提供事業者等がアプリ等を提供し、利用者情報を直接取得する場合、アプリ提供者等の取組も行う。 ※アプリ提供者及び情報収集モジュール提供者には、 スマホから利用者情報を自ら取得しない者も含む 。
------------	---

基本原則	<p>（１） 透明性の確保 利用者情報の取得・保存・利活用及び利用者関与の手段の詳細について利用者に通知し、又は容易に知りうる状態に置く。利用者に通知又は公表あるいは利用者の同意を取得する場合、その方法は利用者が容易に認識かつ理解できるものとする。</p> <p>（２） 利用者関与の機会の確保 その事業の特性に応じ、その取得する情報や利用目的、第三者提供の範囲等必要な事項につき、利用者に対し通知又は公表あるいは同意取得を行う。また、利用者情報の取得停止や利用停止等の利用者関与の手段を提供するものとする。</p> <p>（３） 適正な手段による取得の確保 利用者情報を適正な手段により取得するものとする。</p> <p>（４） 適切な安全管理の確保 取り扱う利用者情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の利用者情報の安全管理のために必要・適切な措置を講じるものとする。</p> <p>（５） 苦情相談への対応体制の確保 利用者情報の取扱いに関する苦情相談に対し適切かつ迅速に対応するものとする。</p> <p>（６） プライバシー・バイ・デザイン 開発時から、利用者の個人情報やプライバシーが尊重され保護されるようあらかじめ設計するものとする。利用者の個人情報やプライバシーに関する権利や期待を十分認識し、利用者の視点から、利用者が理解しやすいアプリやサービス等の設計・開発を行うものとする。</p>
-------------	--

アプリ提供者等は、自身の利用者情報の取扱いに責任を有するとともに、相互に協力して取組を行うことが望ましい。

		アプリ提供者	情報収集モジュール提供者
期待される役割		利用者情報を取得する場合、 自身の利用者情報の取扱いに責任を負う	
		情報収集モジュールの透明性の確保や利用者関与の機会を確保することができるよう 情報収集モジュール提供者と協力	情報収集モジュールの利用者情報の取扱いに関する透明性等が確保されるよう アプリ提供者を支援
具体的な取組内容	プラポリの作成	個別のアプリや情報収集モジュールについて、以下の①から⑧までの事項について明示する プラポリをあらかじめ作成 ① アプリ提供者等の氏名又は名称 ② アプリ提供者等が取得する利用者情報の項目等 ③ アプリ提供者等による取得方法 ④ 利用目的の特定・明示 ⑤ 第三者提供、外国の第三者に対する提供、共同利用及び情報収集モジュールに関する記載事項 ⑥ 同意取得の方法及び利用者関与の方法 ⑦ 問合せ窓口 ⑧ プラポリの変更を行う場合の手続	
	プラポリ等の運用	情報収集モジュールに関する記載事項 (1) 通知・公表又は同意取得の方法 ・ 容易に参照できる場所への掲示又はリンクの掲載 ・プライバシー性の高い情報の取得時における個別の情報に関する同意取得 (2) 利用者関与の方法 ・利用の停止又は消去	(3) アプリの更新等によるプラポリの変更 ・プラポリ変更時の利用者への通知 ・目的外利用時の同意取得 ・ アプリ提供者へのプラポリの通知 ・ 問い合わせ又は利用者情報の削除等の申出への対応
	苦情相談への対応体制の確保	苦情相談窓口・連絡先を設置するなど必要な体制の整備	
	適切な安全管理措置	情報収集モジュール提供者の相談窓口等への利用者の誘導	
	開発時の留意事項	不要となった際の利用者情報の消去、委託先の監督	
行動ターゲティング広告に関する特記事項	アプリ等の企画及び設計の段階 からの利用者情報の 取扱いに関する検討、適切な仕組みの実装、 プラポリの記載事項とアプリの挙動の整合性の検証など		
		広告関係事業者（通常、アプリ提供者又は情報収集モジュール提供者に該当することが多い）は、行動ターゲティング広告を行う場合、配慮原則を踏まえて作成された自主的なガイドラインを踏まえて作成された自主的なガイドラインに基づき取組	

(参考) 他の関係事業者における取組

アプリ提供者等以外の関係事業者等についても、基本原則等を考慮しつつ、アプリ提供者や情報収集モジュール提供者、利用者に対して、適切な支援を実施することが望ましい。

具体的な取組	
<p>アプリ提供サイト運営事業者、OS提供事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ アプリ提供者等に対する、適切なプラポリの作成・公表等の対応の促進 ✓ プラポリの表示場所を提供するなど、アプリ提供者等に対し、適切な対応を行うよう支援 ✓ 利用者への説明や情報取得の方法が適切ではないアプリが判明した場合の対応（アプリ提供サイトから削除等）の実施 ✓ 連絡通報窓口の設置 <ul style="list-style-type: none"> ✓ OSによるパーミッションがある場合、利用者に分かりやすい説明を行う努力を継続 ✓ 目的に応じ注意すべきパーミッション等がある場合、利用者が安全に利用できるための方策を検討 ✓ アプリ提供サイトへのアプリの登録審査時に本指針を踏まえた基準等を作成し、あらかじめ公表
<p>移動体通信事業者・端末製造事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ リテラシーに応じたスマホの機器やサービス設計、周知啓発活動を端末製造事業者との協力も考慮しつつ検討
<p>その他関係しうる事業者等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ アプリ紹介サイト運営者、アプリを通じて取得された利用者情報を用いて広告に関する事業を行う者など関係する事業者は、可能な限りプラポリ概要の掲載等を検討したり、説明や利用者情報取得、第三者提供等の方法が適切でないアプリが判明した場合の対応を検討するなど、基本原則や指針等を考慮しつつ、望ましい取組を協力して実施

※上記事業者が、アプリ又は情報収集モジュールを提供する場合は、アプリ提供者又は情報収集モジュール提供者における取組も実施する。

(参考) 第2章「利用者及びアプリケーション提供者等のリテラシーの向上」

誰もが安心してスマホを使用できるよう、利用者及びアプリ提供者等に対して周知啓発等を行い、リテラシーの向上を図る。
(第三者検証を行う際の参考となるよう、これまでの検討結果も整理)

対象	利用者	アプリ提供者等
<p>対象別の 情報提供・ 周知啓発 内容</p>	<p>■ 高齢者 【基本的な考え方】 利用者情報の取扱いのみならずスマホの利用支援も含めた支援 【活動主体】 スマートフォンを利用する高齢者と接点を有する関係事業者等 ・消費者団体や地域コミュニティ ・国民生活センターや消費生活推進員との連携 【具体的な内容】 既存の講習会を通じた利用者情報の取り扱われ方・スマホ利用時の留意点等の周知啓発</p> <p>■ 青少年 【基本的な考え方】 ・リスクの認識、同意の意味についての理解の促進 ・保護者等も含めた周知啓発 【活動主体】 ・スマートフォンを利用する青少年・保護者と接点を有する関係事業者等 ・教育関係者・保護者、学生団体、地域コミュニティ 【具体的な内容】 セミナーや研修会、ワークショップ等を通じた周知啓発</p>	<p>■ アプリ提供者 【基本的な考え方】 個人のアプリ提供者などアプリ提供者の事情に応じた周知啓発 【活動主体】 業界団体、アプリ提供者サイト運営者、OS提供事業者、専門学校 【具体的な内容】 業界団体によるガイドラインの作成・公表、プラボリのモデル例、その他チェックシート等の啓発ツールの作成</p> <p>■ 情報収集モジュール提供者 【基本的な考え方】 ・情報収集モジュールの事情に合わせた情報提供・周知啓発 ・当該海外事業者に対しても支援を実施 【活動主体】 業界団体、アプリ提供者サイト運営者、OS提供事業者 【具体的な内容】 ・本指針を踏まえたガイドラインの作成 ・日本語でのプラボリの作成に係わる情報提供・周知啓発</p>

第三者検証

基準

【想定される実施内容】アプリに関するプラボリの検証、アプリの動作に関する技術的検証（動的解析・静的解析）
【第三者検証結果の公表】公表による法的リスクの低減、第三者検証結果の表示形式（複数の検証項目の検証結果を個別に並列）